平成２３年（フ）第９３号
徳島市末広２丁目１番121号
債務者　大久保　理
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹谷　正廣
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
北海道茅部郡森町字常盤町159番地の59
債務者　水木　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　直
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８４号
大阪市阿倍野区文の里３丁目６番21―102号、住民票上の住所大阪市阿倍野区文の里４丁目16番５号
債務者　三宅　信史
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５０号
札幌市白石区本通19丁目南３番１―904号
債務者　金内　大輔
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八十島　保
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９１号
大阪市平野区喜連２丁目５番45号　アーバンルネッサンス302
債務者　西丸　建行
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０号
富山市婦中町蛍川136番地５
債務者　銭谷　秀明
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０号
北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地19
債務者　稲川　伸能
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地19
債務者　稲川すさ子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後４時10分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第５６号
三重県桑名市大字上深谷部1731番地１
債務者　名和野千枝子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉岡　　治
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
広島市安佐北区可部町大字綾ケ谷1942番地の６
債務者　南　　健二
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　重代
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２号
鳥取県鳥取市津ノ井284―５　カーサ・パドゥレ103号、住民票上の住所鳥取県八頭郡八頭町西御門164番地６
債務者　竹内　善市
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６５号
福島県いわき市鹿島町久保２丁目３番地の１
債務者　甲斐　正男
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４号
群馬県館林市堀工町1882番地の10
債務者　須永　清一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５号
群馬県館林市堀工町1882番地の10
債務者　須永　春子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所太田支部